

平成30年度 高等学校「全国・ブロック体育大会派遣費補助事業」の取扱いについて  
三重県高等学校体育連盟

1 目 的

高等学校等の生徒の全国・ブロック体育大会への参加を支援し、学校運動部活動の健全な発展と充実を図るため交通費・宿泊費及び器具・用具運搬費の補助を行う。

2 補助の内容

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

該当の大会に出場する生徒に支給する交通費及び宿泊費とする。

(2) 器具・用具運搬費補助

該当の大会に出場する生徒の競技に必要な器具・用具の運搬に要する費用とする。

3 支給対象大会及び補助率

(1) ブロック体育大会「補助率1/3」（小数点以下は切り捨て）

- ① 東海高等学校総合体育大会
- ② 東海高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 東海高等学校選抜大会
- ④ 東海高等学校新人陸上競技大会
- ⑤ 東海高等学校駅伝競走大会
- ⑥ 東海地区高等学校野球大会
- ⑦ 東海地区盲学校体育大会
- ⑧ 東海地区聾学校体育大会
- ⑨ 東海地区特別支援学校知的障害教育サッカー大会

(2) 全国体育大会「補助率1/2」（小数点以下は切り捨て）

- ① 全国高等学校総合体育大会（スキー、スケート競技を含む）
- ② 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 全国高等学校選抜大会
- ④ 全国高等学校駅伝競走大会
- ⑤ 全国盲学校体育大会
- ⑥ 全国聾学校体育大会
- ⑦ 全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会
- ⑧ 上記に準ずる大会（全国大会として文部科学大臣が認めた大会のうち、三重県高等学校体育連盟と三重県教育委員会が協議して決定する。）

4 支給対象

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

支給の対象となる者は、三重県内に所在する高等学校（公立、私立及び準ずる高等学校を含む）の生徒とし、該当大会の正規の登録メンバーとする。

(2) 器具・用具運搬費補助

- 〔支給対象競技〕 ① ボート競技 ② ヨット競技 ③ カヌー競技  
④ 陸上競技（棒高ポール、槍） ⑤ スキー競技 ⑥ 自転車競技

## 5 支給の方法

該当する高等学校等の請求に基づいて、三重県高等学校体育連盟会長が内容を審査のうえ支給する。

## 6 申請手続き

該当する学校は、大会終了後すみやかに請求書類を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

### (1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

実績報告書、請求書及び旅費精算請求書を提出する。ただし、東海・全国高等学校選抜大会、東海・全国盲学校体育大会、東海・全国聾学校体育大会及び東海地区特別支援学校知的障害教育サッカー大会、全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会に関する請求には、大会要項のコピーを添付すること。

### (2) 器具・用具運搬費補助

領収書を提出する。

## 7 その他

### (1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

#### ① 交通費は、学校所在地から会場の最寄り駅または停留所までの1往復とする

- ・生徒の交通費の請求については、学割等を利用した金額で請求するものとする。
- ・貸し切りバスを利用する場合については、経費を利用者数で除した金額を生徒の交通費として認める。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を請求金額の限度とする。
- ・自家用車の利用について、生徒が引率者の自家用車等に同乗する場合、生徒の交通費は認められない。

※（注意）自家用車等を利用する場合は、「部活動における児童生徒の輸送に係る交通安全対策について（平成7年3月23日付け、教委第183号、平成29年3月2日、一部改正）」によること

#### ② 宿泊費は、以下のとおりとする。

- ・各大会の宿泊要項等に定める額とする。

#### ③ 宿泊日数は、出場権のある競技開始日（含む開会式）の前泊から出場権を失った日の宿泊までを請求限度とするが、県の旅費規程に準ずることを原則とする。なお、ブロック体育大会の前泊については、競技開始時間（含む開会式）が、12時を超えるものは対象外とする。

#### ④ 三重県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として泊を認めない。

### (2) 器具・用具運搬費補助

- #### ① 器具・用具運搬費については、学校所在地から、大会会場までの1往復の費用とする。